

貸出携帯電話契約約款
笠岡放送株式会社

笠岡放送株式会社貸出携帯電話契約約款

- 第 1 条 定義
- 第 2 条 約款の適用
- 第 3 条 約款の変更
- 第 4 条 契約の成立
- 第 5 条 貸出数
- 第 6 条 貸出期間
- 第 7 条 権利の譲渡等
- 第 8 条 申込
- 第 9 条 申込の承諾等
- 第 10 条 サービス利用の要件等
- 第 11 条 利用の制限
- 第 12 条 提供の中止
- 第 13 条 提供の停止等
- 第 14 条 サービスの変更、追加、廃止
- 第 15 条 通信機器の引渡し及び返却
- 第 16 条 料金
- 第 17 条 割増金
- 第 18 条 遅延損害金
- 第 19 条 割増金等の支払方法
- 第 20 条 消費税
- 第 21 条 端数処理
- 第 22 条 禁止事項
- 第 23 条 契約解除
- 第 24 条 損害賠償責任
- 第 25 条 免責
- 第 26 条 通信機器の管理及び滅失・毀損等
- 第 27 条 必要事項
- 第 28 条 専属的合意管轄裁判所
- 第 29 条 準拠法
- 第 30 条 分離可能性
- 第 31 条 その他契約事項
- 第 32 条 注意事項
- 第 33 条 個人情報保護
- 第 34 条 第三者の責による利用不能

第 35 条 保証及び責任の限定

第 36 条 定めなき事項

第1条（定義）

- 1 貸出携帯電話契約（以下「本契約」といいます。）とは、笠岡放送株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する携帯電話および付属電池パック等（以下「通信機器」といいます。）の貸出サービス（以下「本サービス」といいます。）を契約される方（以下「契約者」といいます。）と当社との間で取り交わす契約をいいます。
- 2 本サービスは、当社の提供するゆめふおんサービスの契約者が、携帯電話番号をゆめふおんサービスに移行するため、またはSIMカードサイズを変更するため等の場合に、従前の携帯端末の使用が出来なくなる間、当社から当該契約者に対し、これに代わる通信機器を貸し出すものです。その他の用途での貸出はできません。

第2条（約款の適用）

- 1 本契約には、貸出携帯電話契約約款（以下「本約款」といいます。）が適用されます。
- 2 本約款は、笠岡放送株式会社ゆめふおん契約約款（以下「基本約款」といいます。）の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
- 3 基本約款と本約款が抵触する場合、本約款が優先して適用されます。

第3条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、本約款が変更された後の本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の本約款によります。
- 2 当社は、前項の変更の少なくとも2週間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト上（<http://home.kcv.ne.jp/>）に掲載する方法で告知するものとします。

第4条（契約の成立）

- 1 本契約は、契約者が当社の定める所定の手続きによって申込みを完了し、当社がこれを承認して通信機器の引渡しを終えたときをもって成立するものとします。
- 2 当社は、在庫不足のとき、契約申込者が本契約に違反したまたは違反するおそれがあるとき、その他当社に業務遂行上障害があると認めるときは、本契約の申し込みを承認しないことがあります。

第5条（貸出数）

通信機器の貸出数は、契約者が当社と契約中のゆめふおんサービス1契約につき1台または1セットまでとします。

第6条（貸出期間）

- 1 貸出期間の計算は、1日単位とします。

- 2 貸出期間は、契約者が通信機器を当社担当者より直接受け取った日の翌日もしくは、契約者が通信機器を配送により受け取った場合には、当社が通信機器を発送した日の翌日を貸出期間の開始日とし、通信機器を契約者が当社に返送のため発送した日を貸出期間の終了日とします。
- 3 貸出期間は、延長期間を含めて1か月以内とします。

第7条（権利の譲渡等）

- 1 本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、本体であるゆめふぉんサービスの提供を受ける権利と切り離して譲渡することはできません。
- 2 前項の権利の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。この承認を受けようとするときは、当社が定める所定の方法による申請が必要です。
- 3 前項の定めは、相続または法人の合併若しくは会社分割により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。
- 4 当社は、第2項の申請があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申請を承認しないことがあります。
 - (1) 譲渡人または譲受人が、基本約款第5条第1項に定める承認を受けないとき
 - (2) 譲渡人または譲受人が、第13条（提供の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
 - (3) 譲受人が、申請よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき
 - (4) 申請に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 譲渡人または譲受人が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき
 - (6) 法令に違反することとなるとき
 - (7) 譲渡後の本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
 - (8) その他当社が不適切と認めたとき
- 5 本サービスの提供を受ける権利の譲渡があったときは、譲受人は、別段の定めがある場合を除いて、契約者の有していた一切の権利及び義務（譲渡があった日以前の料金その他の債務を除きます。）を承継します。
- 6 契約者は、本サービスを再販売する等、第三者に対し本サービスを利用させることはできません。

第8条（申込）

- 1 申込者は、本約款に同意のうえ、本サービスの利用の申込（以下「本申込」といいます。）を、当社が定める所定の方法により行うものとします。
- 2 本申込をする者は、本人確認〔携帯電話音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正なり要望しに関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同

じとします。] のために当社が別途定める書類を掲示する必要があります。

3 本申込をする者が未成年である場合及び親権者等の同意が必要な場合には、親権者等の本人確認のために当社が別途定める書類を掲示する必要があります。

4 本申込をする者が法人である場合には、法人の代理契約者の本人確認のための当社が別途定める書類を掲示する必要があります。

5 本契約の申込者の居住地は、日本国内に限るものとします。

第9条（申込の承諾等）

1 当社は、本申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者が第13条（提供の停止等）第1項各号の事由に該当するとき

(2) 申込者が、申込よりも前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をしたことがあるとき

(3) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき

(4) 前条第2項、第3項及び第4項において、本人確認ができないとき

(5) 本申込をする者が未成年者であり、その親権者等の同意がないとき

(6) 法令に違反することとなるとき

(7) 申込に係る本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき

(8) その他当社が不適切と認めたとき

2 前項の規定により本申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、その旨を通知します。

3 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において、当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保または拒絶できるものとします。

4 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

5 当社が申込者からの申込を承諾した場合、本約款及び申込内容に従い、本契約が成立するものとします。

第10条（サービス利用の要件等）

1 当社は、本サービスの利用条件を以下に定めるものとします。

(1) 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行う必要があります。

(2) 契約者は、当社が貸与する機器につき、次の事項を遵守するものとします。

i 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

- ii 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- iii 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと（国際ローミングオプション及び日本国外（航空機内または船舶中において日本国外での利用となる場合を含む）
- iv 善良な管理者の注意をもって貸与機器を管理すること

(3) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

- i 本契約が事由の如何を問わず終了した場合
- ii 前記各号のほか、貸与機器を利用しなくなった場合

(4) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社に通知するとともに、当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(5) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として第 26 条 3 項に定める金額を支払うものとします。

(6) 契約者は、貸与機器を亡失した場合、可及的速やかに当社に通知するものとします。

(7) 契約者は、当社に対し、亡失品（第 3 号及び第 4 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として第 27 条 3 項に定める SIM カードの紛失・損傷の修理費を支払うものとします。亡失品が後に発見される等の事情により当社に対して返還または送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金されないものとします。

(8) 契約者は、亡失品をその責任において法律に従って処分するものとし、当社は、契約者または第三者が当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(9) 契約者は、本契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器その他一切について、第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(10) 本サービスにおいて移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

2 契約者は、SIM カードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないものとします。

第 11 条（利用の制限）

1 当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合は

あります。

第 12 条（提供の中止）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社または本サービス提供元の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社または本サービス提供元が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) その他当社が必要と判断したとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあってはその 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 本条に基づく本サービスの提供の中止について、当社は、その料金の全部または一部の返金を行うことはなく、また名目の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

第 13 条（提供の停止等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者による本サービスの利用について、その全部若しくは一部の提供を停止しまたはその利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき、または、本約款の定め違反する行為が行われたとき
- (2) 料金等本契約上の義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において、本サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者について、その利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において、本サービスを利用したとき
- (6) 第 9 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき
- (8) 当社が送付した通信機器を受領しないとき
- (9) 当社に登録しているお客様情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき

2 当社は、前項の規定による提供の停止または利用の制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではありません。

4 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、その要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 14 条（サービスの変更、追加、廃止）

- 1 当社は、都合により本サービスの全部または一部を変更、追加または廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 か月前までに、その旨を通知します。
- 3 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更、追加または廃止について、何ら責任を負うものではありません。

第 15 条（通信機器の引渡し及び返却）

- 1 通信機器の引渡し及び返却は当社指定の業者を利用した宅配で行うものとします。ただし通信機器の引渡しは当社担当者が対面にて直接引き渡す場合があります。
- 2 通信機器の返却は、契約者のご希望により、契約者の負担で契約者の指定する宅配業者を用いて返却できるものとします。

第 16 条（料金）

- 1 契約者が当社に支払う料金は次の料金の合計額とします。
 - (1) 通信機器を返却した日までの貸出料金（延長した場合の料金を含みます。）
 - (2) 通信機器の貸出開始から貸出終了までの間に使用された国内・国際の通話・通信料（貸出開始時のプリペイドカード登録残高と貸出終了時のプリペイドカード登録残高の差額の不足分を言います。）
 - (3) 第 26 条に定める修理費
 - (4) その他付随サービスに関する料金
 - (5) 本項(1)～(4)にかかる消費税
- 2 前項に関する料金は、当社が別に定めた料金とします。
- 3 料金の支払いは当社指定の金融機関口座振替にて当社が指定する日までに支払うものとします。

第 17 条（割増金）

本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 18 条（遅延損害金）

- 1 契約者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該料金とその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
- 2 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第19条（割増金等の支払方法）

第16条（料金）の規定は、第17条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第20条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第21条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第22条（禁止事項）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシーまたは肖像権その他権利を侵害する行為
 - (2) 他人を誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為
 - (3) 他人への詐欺または脅迫行為
 - (4) 他人に不利益を与える行為
 - (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
 - (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設しまたはこれを勧誘する行為
 - (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
 - (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは第三者が受信可能な状態のまま放置する行為

(12) 法令に違反する行為

(13) 公序良俗に反する行為

(14) 当社に迷惑を及ぼす行為

2 契約者は、貸出した通信機器を第三者に譲渡、質入れ、転貸等することはできません。

3 コレクトコールの利用はできません。

4 モバイルラズチェックの利用はできません。

第 23 条（契約解除）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、通知・催告なしで利用停止のうえ通信機器の引き上げ、または返却を請求し、本契約を解除いたします。この場合、途中解約による料金の減額はいたしません。

(1) 契約者が前条の禁止事項のいずれかに該当したとき。

(2) 契約申込書の記入内容に偽りがあったとき。

(3) 契約者の信用状態に重大な変化があったとき。

2 前 1 項の契約解除に関し発生した一切の損害及び債務は契約者の負担とします。

第 24 条（損害賠償責任）

当社は、当社の責めに帰すべき理由により契約者が 24 時間以上連続して本サービスがまったく利用できなかったことを当社が認知したときは、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する貸出料を発生した損害とみなし、その額に限って契約者に対して賠償します。

第 25 条（免責）

当社は契約者が通信機器等を本来の目的に利用できなかったことにより契約者及び第三者が被った損害については、前条の場合を除き原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 26 条（通信機器の管理及び滅失・毀損等）

1 契約者は、善良なる管理者の注意義務をもって通信機器を利用・保管するものとします。

2 契約者は、当社から貸出中の通信機器が滅失・毀損した場合、または紛失・盗難にあった場合は、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。契約者が当社に連絡した日から、当社が所定の手続きを完了するまでの間に発生した通話・通信料は、当該通話・通信が契約者によって行われたか否かを問わず、契約者の負担とします。

3 前項の場合には、契約者は以下の修理費を負担するものとします。

通信機器の修理費（税抜）			
事故等の種類	修理費	事故等の種類	修理費
盗難、紛失及び全損	13,000 円	AC アダプタ・	4,000 円

(電話機本体+電池パック 1 個)		電池パックの紛失・破損	
電話機の一部損傷	5,000 円	SIM カードの紛失・損傷・ ロック解除	4,000 円

4 前項の修理費は、第 16 条に定める料金をお支払いいただく際に、併せて請求いたします。

5 請求書の発行後、若しくは当社から各種金融機関への振替手続き後、盗難・紛失・毀損した通信機器が発見・回復された場合でも、修理費は返還しないものとします。

第 27 条 (必要事項)

当社が通信機器の保全、当事者の確認等のため必要がある場合には、当社は契約者に対して住民票、戸籍謄本、登記事項証明書、印鑑証明書等の提出を求めることがあります。

第 28 条 (専属的合意管轄裁判所)

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条 (準拠法)

本約款は、日本国法を準拠法とします。

第 30 条 (分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 31 条 (その他契約事項)

当社が、本約款に基づき債権の回収のため訴訟を提起した場合、一切の訴訟費用は契約者負担とします。

第 32 条 (注意事項)

1 通信機器は無線を使用しているため、サービスエリア内であっても通話ができない場合や、ご利用中に通話が切れることもあります。当社では一切責任を負いません。

2 通信機器は航空機内ではご利用いただけません。詳細につきましては、各航空機会社へお問い合わせください。

3 通信機器に個人情報等を登録した場合、第三者に閲覧されトラブルの原因となる恐れがあります。返却時には、契約者において、必ず削除等していただきますようお願い致します。なお、削除しないで発生したトラブルについては、当社は一切の責任を負いません。

4 通信機器はソフトバンク株式会社の提供するプリペイド式携帯電話を採用している為、ソフトバンクショップ及び、一部のコンビニエンスストア、ソフトバンクオンラインショップにおいて、契約者が当社の承諾を得ることなくプリペイドカードを購入し、プリペイドカード(通話料)の登録が可能です。ただし、貸出開始時のプリペイドカードの登録残高と貸出終了時のプリペイドカードの登録残高に差額が生じた場合にも、差額を返金することは出来ません。また、不足分については当社より請求させていただきます。

5 通信機器操作暗証番号や SIM カード用暗証番号（以下「PIN コード」といいます。）の入力を必要とする設定変更を行うことはできません。また、通信機器操作暗証番号や PIN コードの入力間違い等が原因で通信機器が利用出来なくなった場合の賠償、返金、料金の減免等の責任は負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

6 通信機器内に記録された一切のデータ（通信機器の出荷時点で記録されていたデータ等当社では消去できないデータは除きます。）は、契約者が当社へ当該通信機器を返却後に全て消去します。当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、当該通信機器から契約者がデータの移行を希望する機器への移行作業は、契約者自身の責任で実施するものとします。

第 33 条（個人情報保護）

1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）。

(2) 当社のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービスに関する紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき、必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあつては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託できるものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 34 条（第三者の責による利用不能）

- 1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。
- 2 前項の契約者が複数ある場合において、当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害額を全ての契約者の損害額の合計額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 35 条（保証及び責任の限定）

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、賠償、返金、料金の減免等の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。
- 2 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償の全額について求償することができます。
- 3 本サービスは、ソフトバンク株式会社が提供する移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化したとき、その他ソフトバンク株式会社の定める場合に、その通信の全部または一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。当社は、このような場合において、契約者または第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではなく、その通信の可用性、遅延時間及び品質等について保証するものではありません。

第 36 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は、契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

付則

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができるものとします。
- 2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日より施行します。

笠岡放送株式会社 ゆめふぉん 貸出携帯電話料金表

1 表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの日額料金です。
- (2) 税抜表記です。

2 基本料金

(1) 貸出携帯電話日額料金

貸出携帯電話基本料金	200 円/日
------------	---------

(2) 貸出携帯電話通話料

項目	料金
通話料（国内）	8.58 円/6 秒

※通話料（国内）・通話料（国際）等の料金はソフトバンク株式会社が定める金額に準じます。

附 則 （平成 27 年 7 月 31 日 制定）

- 1 当社は、特に必要がある場合は、この約款に特約を付けることができます。
- 2 本約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

附 則 （平成 28 年 2 月 1 日 改正）

この改正規定は、平成 28 年 3 月 15 日から実施します。